

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除
(中部経済産業局所管分) に対する意見の募集について

令和 8 年 6 月 4 日
中部経済産業局
資源エネルギー環境部
電力・ガス事業課ガス事業室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 28 条第 5 項により、同条第 1 項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る供給地点であって、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる供給地点が指定（以下「指定旧供給地点」という。）されています。

この度、改正法附則第 28 条第 1 項の義務を有する旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 4 条の規定に基づく報告があり、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（※）により指定の解除の要否に係る判断を行ったところ、改正法附則第 28 条第 1 項に規定する指定の事由がなくなったと認める指定旧供給地点について、同条第 2 項に基づき、指定を解除することといたします。

当該指定の解除を行うに当たり、適正な競争関係が確保されているか否かの判断について、広く皆様の御理解を得るためには、透明性の高いプロセスが重要であることから、当該指定の解除について、以下の要領で意見の募集を行います。

（※）審査基準等については以下 URL 参照

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/guideline/pdf/170331shobunshinsakijun.pdf

2. 意見公募の対象

中部経済産業局所管事業者に対する指定旧供給地点の指定の解除について

3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）からダウンロード

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 8 年 6 月 4 日（木）～令和 8 年 7 月 3 日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

以下いずれかの方法で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから提出してください。

(2) 郵送

別紙の【意見提出用紙】に氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

住所：〒460-8510

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課ガス事業室

パブリックコメント担当

(3) 電子メール

別紙の【意見提出用紙】に氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bz1-qchbps@meti.go.jp

(件名は「指定旧供給地点の指定の解除(中部経済産業局所管分)に対する意見の募集について」として、【意見提出用紙】を添付してお送りください。)

※なお、お電話での意見提出はお受けいたしかねますので、予め御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、適宜整理の上、まとめて回答させていただくことがあります。また、御提出いただきました御意見につきましては、氏名、連絡先等(住所、電話番号及び電子メールアドレス等)を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめお含みおきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。